

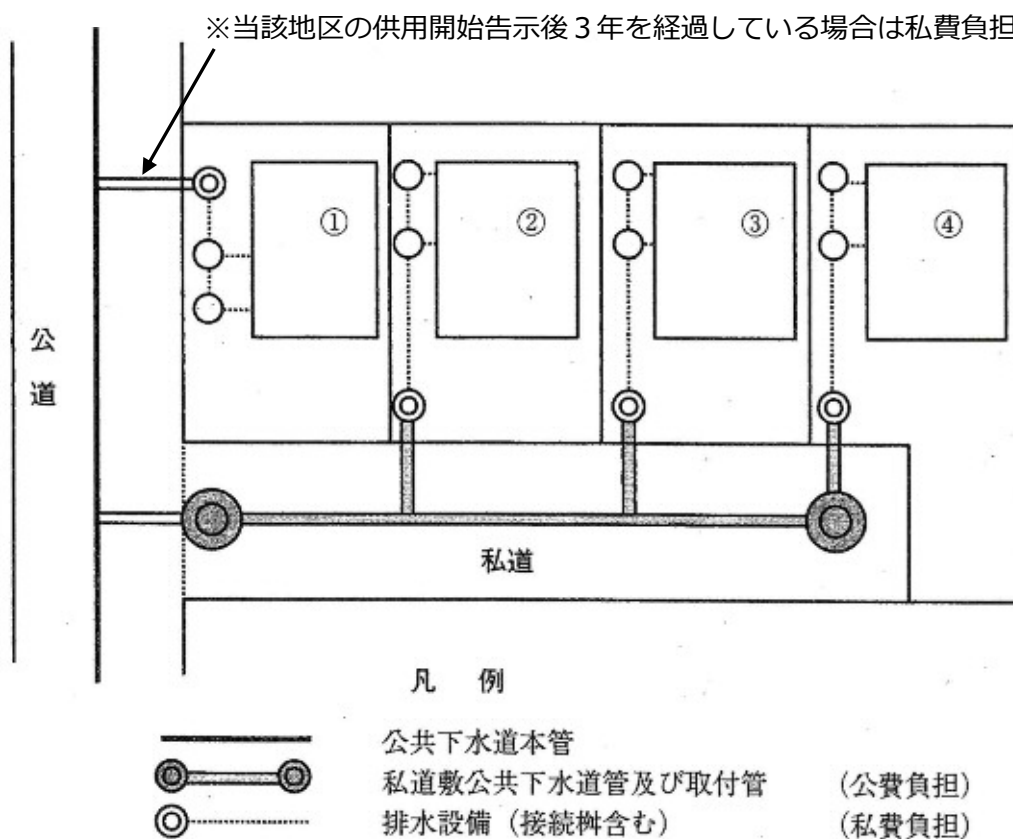
第12章 私道敷公共下水道管の布設

> 主な条件

私道敷公共下水道は、次の条件等を満たしており、申請書類を審査して布設することが決定された場合に、市の費用で下水道管及び取付管が布設されます。

主な条件

- 私道敷の幅員が1.5メートル以上であり、公共下水道の布設工事及び管理に支障がないと認められること。
- 私道が接続する公道部分へ布設された公共下水道の供用開始の日以前に、私道として既に使用されており、当該公共下水道の供用開始後3年以内であること。
- 私道敷の部分が独立の筆になっていること。
- 私道敷のみに面している家屋（所有者の異なる）が2戸以上あること。
- 前記家屋の半数以上が、私道敷公共下水道の使用可能日から可能な限り早い時期に排水設備を設置して接続を行うこと。
- 私道敷に係る所有者全員が、要綱に掲げる条件を承諾していること。



参 考 図

- ☆ 私道敷公共下水道の対象家屋は②③④です。
- ☆ ①は私道敷公共下水道の対象家屋には含めません。
ただし、私道敷公共下水道への取付は可能です。